

被災者生活支援情報

1. 認可外保育施設の利用料支援を行います。

住家の被害に応じて、認可外保育施設の利用料支援を行います。

対象となる方

以下の全てに該当する方

- ・り災証明書（住家）が全壊、大規模半壊、半壊の方
- ・平成28年4月～平成29年3月の間に熊本市の支給認定区分2号・3号を受けている方
- ・対象期間に認可外保育施設を月単位契約または日額契約で月13日以上利用する方

※ 認可保育所等の保育料または市税を滞納している場合は、対象となりません。

申請期限

平成29年3月15日（水）まで

申請窓口・お問合せ先

保育幼稚園課 ☎ 096-328-2568

2. 一部損壊世帯（ひとり親世帯・非課税世帯）への災害義援金配分

熊本地震により住家被害で「一部損壊」のり災証明書の交付を受けた「ひとり親世帯」「非課税世帯」に対する災害義援金配分の申請受付を開始します。

対象となる方

① ひとり親（児童扶養手当受給）世帯

平成28年4月から平成29年4月の間に、児童扶養手当を受給中の世帯

※ この期間に1ヶ月分でも本市から受給していれば対象（受給予定含む）

※ ただし、平成28年4月分のみ受給していた場合であって、平成28年4月13日までに資格喪失または全部支給停止となった場合は、対象外

② 非課税世帯

り災証明書に記載されている世帯員全員について、平成28年度の住民税が非課税である世帯

配分額

1世帯あたり3万円（①・②併給可）

申請方法

対象となる世帯に、申請書等を郵送します。必要書類を添付し、郵送で申請してください。

※ ただし、2月6日以降にり災証明書または児童扶養手当証書の交付を受けた方には、申請書が届きませんので、3月1日以降に各区役所総合相談窓口にて申請してください。

申請期限

平成29年3月1日（水）から平成29年4月28日（金）まで

※ ただし、り災証明書の発行が遅れているなどのやむを得ない理由がある場合には、当分の間、申請を受け付けます。

お問合せ先

一部損壊世帯への義援金専用ダイヤル：096-328-2979

《 月～金曜日（祝日除く） 午前9時～午後4時 》

※ 該当されると思われる方で、申請書がご自宅に届かない場合は、一部損壊世帯への義援金専用ダイヤルまでお問合せください。

3. 3月31日までに公費解体の申請がお済みの方は 平成29年度の家屋分の固定資産税を減免します。

熊本地震で被害を受け、3月31日までに公費解体を申請されている方は、賦課期日（1月1日）時点で解体が完了していない場合でも、平成29年度の被災家屋分の固定資産税が減免されます。減免を受けるためには申請が必要となりますので、納税通知書が届いてから各区役所税務課へ申請してください。

手続きに必要なもの

- ・減免申請書（各区役所税務課窓口に設置）
- ・公費解体決定通知書または被災家屋等の解体・撤去にかかる依頼書（受付印の押印があるもの）の写し
- ・納税通知書
- ・印鑑（認印で可）

申請窓口・お問合せ先

各区役所税務課

中央区 ☎096-328-2181

東 区 ☎096-367-9138

西 区 ☎096-329-1174

南 区 ☎096-357-4143

北 区 ☎096-272-1114

4. 農業集落排水処理施設使用料減免の申請期限について

家屋が半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された方の平成28年5月検針による6月及び7月請求分の使用料を免除します。まだ申請がお済みでない方は、平成29年3月31日（金）までにご申請ください。

手続きに必要なもの

- ・り災証明書（写しで可）
- ・印鑑（認印で可、シャチハタは不可）

お問合せ先・申請窓口

- 北区植木町（田底中部地区、山東東部地区）にて使用されている方
北農業振興課（北区役所内） ☎ 096-272-1117

- 南区城南町（塚原藤山地区、鰐瀬陳内地区）にて使用されている方
南農業振興課城南分室（城南総合出張所内） ☎ 0964-28-3115

5. 建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除期間を一部延長します。

災害により滅失した又は破損した建築物等を建築する場合に、建築確認申請・完了検査申請等の手数料を免除します。

免除の期間

1. 住家が半壊以上の被害を受けた方が一戸建ての住宅を建築する場合（延長の対象）
平成30年4月15日（日）までに建築するもの
2. その他の建築物・建築設備・工作物を建築する場合
平成29年4月15日（土）までに建築するもの

お手続き

- 申請窓口：建築指導課 建築審査室 ☎096-328-2516
- 必要なもの
 - ・手数料免除申請書（申請者の押印が必要）
 - ・り災証明書の写し

建築確認申請等の手数料の減免ができる検査機関について

熊本市のほか、以下の機関に申請する場合でも、要件に該当する申請については減免を受けられます。

対象となる建築物、手続き、期限等については各検査機関のHPでご確認いただくか、直接お問合せください。

検査機関	お問合せ
株式会社 熊本建築確認検査機関	《HP》 http://www.e-kakunin.com/ ☎ 096-383-7227
株式会社 ACS熊本	《HP》 http://www.acs-k.jp/ ☎ 096-213-7011
一般財団法人 熊本建築審査センター	《HP》 http://sinsa.bhckuma.or.jp/ ☎ 096-385-0881
日本ERI 株式会社	《HP》 http://www.i-eri.co.jp/ ☎ 096-211-2130

6. 熊本地震で被災し、住宅ローンなどの返済にお困りではありませんか？

熊本地震からの生活再建において、震災前のローンは大きな負担となります。熊本地震の影響でローンの返済にお困りの方は、「被災ローン減免制度」（自然災害債務整理ガイドライン）を利用して、住宅ローンなどの免除・減額の申し出ができる場合があります。

詳しくは、ローンの借入先または熊本県弁護士会（【フリーダイヤル】0120-587-858 または ☎096-325-0009）へお尋ねください。

悪質商法にご注意ください！！

住宅の補修や解体など、熊本地震に関連した消費者トラブルの相談が増えています。次のようなことでお困りのときは、熊本市消費者センターへご相談ください。解決に向けて、一緒に考え、必要なアドバイスを行います。

《主な相談事例》

◎住宅の補修に関するトラブル

- ① 資材がなくなる等と言って、契約を急ぎ、高額な工事契約を結んでしまった
- ② 無料点検・無料見積と言って、高額な修繕・改修工事契約を結んでしまった
- ③ 依頼している業者が修理をしてくれない
- ④ 見積を依頼している業者との連絡が取れない
- ⑤ 工事代金は妥当か、施工技術が大丈夫か、工事を予定している業者が信用できるか分からない
- ⑥ 工期が延び、施工にも不満がある。契約を解除できるか
- ⑦ 工事完了後に事前に説明を受けていない追加工事料金を請求された
- ⑧ 屋根瓦や壁の修理代金等の適正な価格を知りたい



《相談先》

契約（解約）、販売方法等について

- 熊本市消費者センター ☎ 096-353-2500 （平日 午前9時～午後5時）

建築士による電話相談・建築士による見積りチェックサービス等（無料）

- 住まいるダイヤル ☎ 0570-016-100 （平日 午前10時～午後5時）



適正な瓦の価格について

- 熊本県瓦工業組合 ☎ 096-371-5883

※ その他の相談事例・相談先についてまとめた「消費者トラブル事例集」を発行しています。本市ホームページ、各区役所等の窓口でご覧下さい。

熊本地震後に使用を中止している浄化槽に関するお知らせ

公共下水道が整備されていない地域で、既存の合併処理浄化槽に問題がなければ、建築物の建替え後に既存の浄化槽を使用できる場合があります。清掃して水を張り、漏水等がないか保守点検業者に確認してもらいましょう。また、解体時に重機が浄化槽に乗り、破損しないよう、事前に解体業者に相談してください。

- お問合せ先：浄化対策課 ☎ 096-328-2366

